

**民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱案（案） 1
についての補足説明**

目次

第1部	民事訴訟法の見直し	3
第1	インターネットを用いてする申立て等（訴え提起、準備書面の提出）等	3
1	インターネットを用いてする申立て等	3
2	書面等による申立て等に係る電子化（訴訟記録の電子化）	4
3	インターネットを用いてする申立て等によらなければならない場合	6
4	訴えの提起の手数料の納付命令及び原裁判所による即時抗告の却下	11
第2	送達	13
1	電磁的記録の送達	13
2	公示送達	15
第3	送付	16
第4	口頭弁論等	17
1	口頭弁論の期日	17
2	準備書面の提出期間	17
第5	新たな訴訟手続【P】	18
第6	争点整理手続等	18
1	弁論準備手続	18
2	書面による準備手続	18
3	審尋	19
4	専門委員制度	19
第7	電磁的記録についての書証に準ずる証拠調べ	20
1	電磁的記録に係る証拠調べの申出	20
2	電磁的記録提出命令及び電磁的記録送付の囑託等	20
3	その他	20
第8	証人尋問等	21
1	証人尋問	21
2	通訳人	22
3	参考人等の審尋	22
第9	その他の証拠調べ手続	22

1	鑑定	22
2	検証	22
3	裁判所外における証拠調べ	23
第10	訴訟の終了	23
1	判決	23
2	和解	24
第11	訴訟記録の閲覧等	25
1	訴訟記録の閲覧等	25
2	秘密保護のための閲覧等の制限	26
3	補助参加人の訴訟行為等	27
第12	再審、手形訴訟	27
1	再審の事由	27
2	手形訴訟における証拠調べの制限	28
第13	簡易裁判所の訴訟手続に関する特則	28
第14	費用額確定処分の申立ての期限	28
第15	書記官事務の見直し	29
1	担保取消しと書記官権限	29
2	電子調書の更正	29
第16	被害者の氏名等を相手方に秘匿する制度【P】	30
第2部	民事訴訟費用等に関する法律の見直し	31
第1	手数料の電子納付への一本化	31
第2	郵便費用の手数料への一本化	31
第3	過納手数料の還付等の書記官権限化	31
第3部	その他	32

第1部 民事訴訟法の見直し

第1 インターネットを用いてする申立て等（訴え提起、準備書面の提出）等

1 インターネットを用いてする申立て等

電子情報処理組織を使用する方法による申立て等に関して、法第132条の10の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 民事訴訟に関する手続における申立てその他の申述（以下「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）をもってするものとされているものについては、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。
- (2) (1)の電子情報処理組織を使用する方法によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該法令その他の当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- (3) (1)の電子情報処理組織を使用する方法によりされた申立て等は、裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- (4) (1)の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

(注1) 電子情報処理組織を使用する方法により裁判所の使用に係る電子計算機に記録することができるファイル形式及びファイル容量については、技術の進展に応じて適切な規律を最高裁判所規則等に定めるものとする。

(注2) 裁判所は、必要と認める場合において、当事者が電子情報処理組織を用いて裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録したものに係るファイル形式と異なる他のファイル形式の電磁的記録（音声情報に変換可能な情報を有する電磁的記録を含む。）を有しているときは、その者に対し、当該他のファイル形式の電磁的記録を提供することを求めることができる旨の規律を最高裁判所規則に設けるものとする。

(説明)

1 本文及び注1

インターネットを用いた申立て等を行うことができることに係る本文及び提出することができるファイル形式等に係る注1については、部会資料23の第1と同じである。

2 注2

注2の身体の障害により相手方が提出した電磁的記録を読み取ることができない場合の規律については、第17回会議において当事者に申立権を与える規律とすべきとの意見があった。注2の規律によって具体的に音声変更可能な電子データの提出などの対応をするのは相手方であるが、相手方に有効な申立て等として提出された電子データの他にこのような電子データなどの提出を義務付けることはできず、当事者に相手方に対してそのようなデータの提出を求める申立権を認めることはできないと考えられる。そうすると、注2の規律に関する当事者からの申出は、裁判所に対しては職権発動を求めるものと位置付けるのが適当であると考えられるが、裁判所においては、障害者に対する手続的配慮が重要であることを踏まえ、適切な職権発動がされるものと考えられる。

2 書面等による申立て等に係る電子化（訴訟記録の電子化）

書面等による申立て等に係る電子化に関する規律として、次のような規律を設けるものとする。

裁判所に対する申立て等が書面等により行われたとき（電子情報処理組織を利用する方法によりしなければならないときを除く。）は、裁判所は、当該書面等に記載された事項を、裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。ただし、記録することにつき困難な事情があるときはこの限りでない。

(説明)

1 裁判所が電子化すること

本文は、申立て等が書面等により行われたときは、裁判所において電子化することの内容であり、部会資料23の2と同じである。

なお、裁判所に書面等による申立て等をする当事者から、当事者が提出した書面等を電子化し訴訟記録の一部とする役務の対価として、手数料を徴収することについては、従前の部会の議論において、書面等を用いることが法律上認められる場合に追加的な手数料の負担が生ずることは相当でない旨の指摘がみられたこと等を踏まえ、提案していない。

2 電子化の例外

一般的な電子化の方法である書面をスキャナで読み取りPDFファイルとすることを考えると訴状や主張書面に添付された建築図面は、裁判所において電子化することが困難であると考えられる。また、これまでの会議では電子化することが困難なものの例として書籍（書証として本一冊が提出されることがある。）が指摘された。

いずれにしても、訴訟記録は電磁的に作成することとなるが、飽くまでも例外的なケースではあるが、上記の例のケースがあり得るため、電子化の例外とする規律の提案を維持している。

3 電子化したものの訂正

(1) 部会資料23における提案

部会資料23においては、電子化された事項と書面等に記載された事項とが同一でないことが分かった場合には、一定の期間内にその訂正を求めることができる旨の規律を提案していた。

(2) 書面等の電子化及び訂正の規律の法的位置付け

ア 申立て等が書面等によってされた場合には、その書面等を電子データにして、裁判所のサーバに記録するが、そのようなデータが裁判所のサーバに記録された後は、そのデータが当事者及び裁判所の共通の資料となるものであると考えられ、訴訟記録を構成するものと考えられる。

例えば、提出した準備書面が電子化されて、その準備書面の電子データが訴訟記録となり、相手方において、インターネットを利用して、その電子データをダウンロードした状態で期日が開かれた場合には、裁判所と相手方は訴訟記録である準備書面の電子データを前提に期日におけるやりとりをするものと考えられ、提出当事者が準備書面を陳述したときは、訴訟記録である準備書面の電子データに記録されている内容を裁判官に陳述したものと取り扱うことになると考えられる。

もっとも、当事者は準備書面の電子データのおりに陳述しなければならないわけではなく、期日において訂正することや、期日前に再度書面を提出して、先に出した書面の訂正をすることは基本的には制限されない。

また、期日において陳述された内容がどのようなものであるかは、最終的には証明の問題であると考えられる。

そうすると、訂正の規律を設けるまでもなく、電子データに誤りがあったことに気付いた当事者は、新たな準備書面を提出したり、既に提出した準備書面を再度提出したりするなどして、実質的に訂正をすることができると考えられる。

イ このような理解を前提としつつ、書面に記載された事項が裁判所のファイルに記録されることについて、調書の記載と同じような法的効果（民事訴訟法第160条第3項）がないことや期間制限を設ける意義がほとんどないことからすると、異議

の申出について（一定の期間に制限することも含めて）明文の規律を設けるまでの必要はないと考えられる。

そこで、訂正を求めることができる旨の規律を提案していない。

ウ なお、上記のとおり、書面を提出し直すことで裁判所のファイルに記録すべき事項を記録することができ、その実質は訂正と同様であると考えられることからすると、訂正を求めることができる明文の規律がない場合であっても、書面等を提出した者が書面に記載された事項と電子化された事項とが同一でない旨を裁判所に申し出て、裁判所においてもこれを確認できたときは、訂正を行うことになるものと考えられる。

3 インターネットを用いてする申立て等によらなければならない場合

電子情報処理組織を使用する方法により申立て等をしなければならない場合に関して、次のような規律を設けるものとする。

(1) 次に掲げる者は、申立て等をするときは、電子情報処理組織を使用する方法により、これを行わなければならない。ただし、口頭ですることができる申立て等について口頭でするときは、この限りでない。

ア 訴訟代理人のうち委任によるもの（法第54条第1項ただし書の規定による裁判所の許可を得て訴訟代理人となったものを除く。）

イ 国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和22年法律第194号）第2条、第5条第1項、第6条第2項、第6条の2第4項、同条第5項、第6条の3第4項、同条第5項又は第7条第3項の規定により指定された者

ウ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により委任を受けた職員

【エ アからウまでの者を選任し、指定し又は委任している者】

(2) 電子情報処理組織を用いた申立て等によらなければならない者が裁判所の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由により電子情報処理組織を使用する方法により申立て等を行うことができない場合は、書面等を提出する方法によって申立て等をするすることができるものとする。

(3) 第97条第1項を次のように改めるものとする。

当事者が裁判所の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由により不変期間を遵守することができなかつた場合には、その事由が消滅した後一週間以内に限り、不変期間内にすべき訴訟行為の追完をすることができる。ただし、外国に在る当事者については、この期間は、

二月とする。

(4)ア (1)アからウまでに掲げる者は、電子情報処理組織を使用する方法により送達を受ける旨の届出をしなければならない。

【イ (1)アからウまでに掲げる者に対する電磁的記録の送達は、その者が上記届出をしない場合であっても、電子情報処理組織を使用する方法によりすることができる。この場合においては、裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに送達すべき電磁的記録に記録された事項を記録すれば足り、その者に対し通知を発することを要しない。】

(注) 申立て等を電子情報処理組織を使用する方法によりすることができる者は、申立て等を電子情報処理組織を使用する方法によりするものとする旨の規律を(最高裁判所規則に)設けるものとする。

(説明)

1 インターネットを用いた申立て等によらなければならない場合を設けることに関する本文(1)アからウまでの内容は、部会資料26の第1と基本的に同じである。

2 第18回会議では、いわゆる甲案を導入すべきであるとの意見も出されたが、基本的なデジタルに関する能力を備えていない者の存在や行政手続において全ての利用者がインターネットを用いた申立て等に限定されていないことから、民事訴訟において甲案を導入することは適当ではないとの意見が出された。

もともと、インターネットを用いた申立て等の利用を増やしていくことについては、賛成する意見が多く、その方策として、弁護士、司法書士等の専門職代理人や国及び地方公共団体の指定代理人についてはインターネットを用いた申立て等に限定することに賛成する意見が多かったことから、本文(1)アからウまでの提案を維持している。

3 弁護士等の委任による代理人に委任した本人について

第18回会議において、(1)エの弁護士等が選任されている場合の本人についても、代理人が選任されている間はインターネットを用いた申立て等によらなければならないとの規律について、本人が自ら何らかの主張をするときは、代理人との信頼関係が揺らいでいるなど代理人によらずに申立て等を行わなければならない場合であるから、インターネットを用いなければならないとするのは不適當であるとの意見が出された。

弁護士等の代理人が選任されている場合には、通常は、代理人を通じて主張や証拠の申出をしており、代理人を通じて主張や証拠の申出をすることができることから、この場合の本人について、インターネットを用いた申立て等によらなければならないとすることに許容し得ると思われる。(1)エの提案はこのような考え方に基づくものである。

本人が代理人を選任している間は、代理人とは別に自ら裁判所に主張や証拠の申出をすることは基本的には想定し難い。もっとも、本人が代理人との信頼関係がなくなったなど、代理人を通じて主張や証拠の申出をすることができない状況になったときに代理人を解任し、又は代理人が辞任した場合には、(1)エに該当しないこととなるから、インターネットを用いるか書面等によるかを選択することができることを想定している。

他方で、上記の意見のように、本人が代理人の選任を維持しつつ、代理人との信頼関係が揺らいでいることから代理人を介することなく自ら訴訟行為をする場面を想定して、(1)エの規定が適当ではないとの考え方や注の規律が及ぶことを踏まえて(1)エの規律の必要性について検討をする必要があるとの考え方があることから、ブラケットに入れている。

4 弁護士等の委任による代理人以外の者についてもインターネットを用いた申立て等が利用されるようにするための方法

注は、部会資料26の第1の注と同内容である。

インターネットを用いた申立て等を行うことは、当事者及び裁判所における書面管理等のコストを始めとする民事訴訟に関する社会全体のコスト削減を図ることができることからすると、全ての申立て等がインターネットを用いた申立て等によってされることが望ましいといえ、これまでの部会においても、異論はあるものの、将来的に全ての申立て等がインターネットを用いた申立て等によってされることを目指すべきであることについては、賛成する意見が多いと思われる。

第18回会議においては、一定の期間を設けてインターネットを用いた申立て等に限定する法制度とすべきである旨の意見も出されたが、仮に、今回の改正において委任による訴訟代理人等以外の者については、これを法律上義務付けることは難しいとしても、申立て等をインターネットを使用する方法によりすることができる者は、申立て等をインターネットを使用する方法によりするものとする旨の規律（訓示規定）を設けた上で、システムを利用しやすいものにするかや本人サポートの利用状況を踏まえ、今後の実務において、インターネットによる申立てを促進し、電子化をより進展させることとすることについて、賛成する意見が出された。

また、規定ぶりについても、規定する場面を広げる意見や表現ぶりについても意見も出されたところであり、表現ぶりを中心に引き続き、検討することが考えられる。

5 弁護士等委任による代理人のインターネットを用いた申立ての例外

(1) インターネットを用いた申立て等によらなければならないとされる者においても、裁判所のシステムの障害が一定期間継続した場合に、申立て等を行うことができなくなることは適当ではないとも考えられ、このような場合には書面等による申立て等を行うことができることとすることについて、部会資料24の第1において規律を設けることに

についての検討を提案した。

第17回会議においては、このような規律を設けるべきであるとの意見が複数出された。

本文(2)は、上記の規律を設けることを提案しているものである。また、併せて、訴訟行為の追完に関し、システム障害が追完事由となることを(3)のとおり明記することを提案している。

- (2) インターネットを用いた申立て等をすることができない場合にその原因が裁判所のシステムの故障などの障害によるものであるか、インターネット回線によるものであるか、申立て等をしようとする者の使用に係る端末によるものであるかについて、申立て等をしようとする者において直ちに判別することが困難であるとの指摘もある。

そもそも、責めに帰すべき事由がないと認められるためには、どういった事情があればよいかの問題となるが、裁判所のシステムのほか、社会上のインフラに問題が生じたと評価されるもの（例えば、通信会社の通信障害）があると認められるケースには、責めに帰すべき事由がないと認められるように思われるが、そういったケースでは、その立証はそれほど困難ではないように思われる（なお、申立て等をしようとする者の使用に係る端末などの故障の場合にまで例外を認めるのは、実際上困難ではないかと思われる。）。また、インターネットを用いた申立て等をすることができない原因がどこにあるかは直ちに判別することができないとしても、要件に該当するか否かは最終的には立証の問題であり、ひとまず、書面等を提出して申立て等をするといったことが考えられる。

- (3) なお、このような規律を設けた場合には、裁判所のシステムの障害が継続している間にされた書面等による申立て等は、それ自体適式な訴訟行為となると考えられる。

また、裁判所のシステムの障害が継続している間にされたとはいえないものは不適式の申立て等であり、効力を有しないものと取り扱うことが考えられる。

なお、仮に裁判所のシステムの障害が継続している間にされた有効な訴訟行為としての書面等による申立て等であると判断される場合であっても、提出者が弁護士、司法書士等であるときには、裁判所において当該書面等を電子化する作業に代えて、これらの者に対して電子データの提供を求めることができるとの規律を最高裁規則に設けることも考えられる。

- (4) 以上とは別の問題として訴訟代理人等がインターネットに習熟していないなどの属人的な理由により例外を設けることについての意見もあったが、インターネットによる申立て等を義務付けることと矛盾する面もあり、難しいと思われる。

6 システムの故障等に係る時効の完成猶予に関する特段の規定を設けないこと

- (1) 部会資料24では、時効期間の満了に当たり、裁判所のシステムの故障により裁判上

の請求などに係る手続を行うことができない場合については、天災その他避けることのできない事変によりこれらの手続を行うことができないときに時効の完成猶予を定める民法第161条により対応することとし、別途、特段の規律を設けないものとするを提案した。

上記の提案に対しては、裁判所のシステムの故障が民法第161条の天災その他避けることのできない事変に該当しないと的前提で議論すべきとの立場から、明文の規定を設けるべきであるとの意見が出された。他方で、民法第161条は、裁判所に対しインターネットを用いた申立て等を行うことを前提としたものではないことから「事変」という用語を限定的に解することなく、裁判所のシステムの故障により裁判上の請求などに係る手続を行うことができない場合をこれに含めて解釈することは十分考えられるとの意見が出された。

(2) そこで検討すると、「事変」に何が該当するかについては、民法第161条の趣旨を踏まえて検討すべきであると考えられるところ、同条の趣旨は天災その他避けることのできない事変によって裁判上の請求などに係る手続を行うことができない場合には時効の完成が猶予されるというものであって、裁判所のシステムの故障などの障害によってインターネットを用いた申立て等を行うことができない場合には、通常は、同条の天災その他避けることのできない事変に該当するものと考えられる。

(3) また、インターネットを用いた申立て等を行うことができない場合にその原因が裁判所のシステムの故障などの障害によるものであるか、インターネット回線によるものであるか、申立て等をしようとする者の使用に係る端末によるものであるかについて、申立て等をしようとする者において直ちに判別することが困難であるとの指摘もある。

しかし、広く時効の完成猶予効を認めることは、一定の事由がある場合に限り時効の完成猶予を認める民法第161条の趣旨に照らすと困難である(そういった場合であっても、催告による時効の完成猶予を活用することにより対応することが考えられる。)

(4) 不変期間については、民事訴訟法第97条の訴訟行為の追完の規定で対応することが考えられる。なお、その責めに帰することができない事由の例示として、上記5の規律の規定ぶりと平仄から裁判所の使用に係る電子計算機の故障を加えることを提案している。

(5) 以上を踏まえ、裁判所のシステムの故障などについて、時効の完成猶予を定める民法第161条や民事訴訟法第97条により対応することとし、別途、特段の規律を設けないものとするとの提案を維持している。

7 インターネットを利用した送達を受ける旨の届出義務

本文(4)は部会資料26の第1の2と同内容である。

第18回会議においては、この規律について、通常システムに登録する際の事務フロ

一と関係し、インターネットを用いた申立て等をするためにシステムの登録をするときには、当然に通知アドレスの届出をし、インターネットを利用した送達を受ける旨の届出をすることになり、システムの登録とインターネットを利用した送達を受ける旨の届出とを分けて考える必要性は高くないのではないかとの意見が出された。

確かに、訴訟代理人等は、委任状等を提出する際に併せてインターネットを使用する方法による送達を受ける旨の届出をすることとなるものと考えられるため、実際上は、訴訟代理人等があるケースでは、基本的には、原則どおりその届出先に通知がされるものと考えられる。

他方で、訴訟記録が電子データによって作成され、インターネットを利用した送達がされることによって、書面に出力することなく送達が実現し、当事者双方において書面管理等のコストを始めとする民事訴訟に関する社会全体のコスト削減を図ることができると考えられることからすると、インターネットを用いた申立て等をしなければならないとされた者については、インターネットを使用する方法による送達を受ける旨の届出をしなければならないものとするを明確にすることが考えられる。

そこで、本文(4)では、部会資料26の第1の2の提案を維持している。

4 訴えの提起の手数料の納付命令及び原裁判所による即時抗告の却下

裁判所書記官による訴えの提起の手数料の納付命令及び原裁判所による訴状却下命令に対する即時抗告の却下に関し、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 費用法の規定に従い訴えの提起の手数料を納付しない場合には、裁判所書記官は、相当の期間を定め、その期間内に納付すべきことを命ずる処分をしなければならない。
- (2) (1)の処分は、相当と認める方法で告知することによって、その効力を生ずる。
- (3) (1)の処分に対する異議の申立ては、その告知を受けた日から、一週間の不変期間内にしなければならない。
- (4) (3)の異議の申立ては、執行停止の効力を有する。
- (5) 裁判所は、(3)の異議の申立てがあった場合において、(1)の処分において納付を命じた額を超える額の訴えの提起の手数料を納付すべきと認めるときは、相当の期間を定め、その期間内に当該額を納付すべきことを命じなければならない。
- (6) (1)又は(5)の場合において、原告が納付を命じられた手数料を納付しないときは、裁判長は、命令で、訴状を却下しなければならない。
- (7) (6)の命令に対しては、即時抗告をすることができる。ただし、即時抗告をした者が、その者において相当と認める訴訟の目的の価額に応じて算出され

る費用法の規定による訴えの提起の手数料を納付しないときは、この限りでない。

(8) (7)のただし書の場合には、原裁判所は、その即時抗告を却下しなければならない。

(9) (8)の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(説明)

1 訴えの提起の手数料の納付命令及び原裁判所による即時抗告の却下については、部会資料26の第2と同内容である。

なお、本文の規律と訴訟救助の申立てがされた場合との関係であるが、その申立てがされたタイミングによるものの、その申立てに対する判断が確定するまでの間は、(6)の訴状却下又は(8)の却下はされないものと考えられる。

2 第18回会議において、裁判所書記官の処分に対する異議を裁判所が判断することと裁判長が訴状を却下することについて、規律が複雑であり、主体をどちらかに統一すべきではないかとの意見が出された。

本文の提案は、裁判所書記官の訴状審査段階における手数料の不納付についての補正命令に関する規律であるが、これと類似する申立書に対する補正命令の規律である破産法第21条においても、裁判所書記官が補正を命ずる処分をし、その処分に対する異議については裁判所が判断するものの、申立書の却下は裁判長がすることとされている。本文で提案している裁判所書記官による訴状審査段階での補正命令について、民事訴訟法と破産法とで異なる仕組みを設ける理由は見当たらないことからすると、基本的には主体などを含めて同様の制度とするのが適当であると考えられる。

そこで、本文は、従前の提案を維持している。

3 (7)の「即時抗告をした者が、その者において相当と認める訴訟の目的の価額に応じて算出される費用法の規定による訴えの提起の手数料を納付しないとき」とは、即時抗告をした者（原告）自身が考える手数料額を納付しない場合のことである。

もっとも、手数料額は費用法の規定により定められることから、その額は、原告が主張する訴訟物の価額に基づき費用法の規定に基づき算出される額のことを意味している。例えば、訴訟物の価額が100万円である場合には現行費用法により算出される手数料額は1万円であるので、原告が訴訟物の価額を100万円であると主張する場合には手数料1万円を納付しない場合がこの要件に該当する。

第2 送達

1 電磁的記録の送達

電磁的記録の送達に関する規律として、次のような規律を設けるものとする。

(1) 出力書面による送達

電磁的記録の送達は、この法律に特別の定めがある場合を除き、法第99条から第108条までの規定により、送達すべき電磁的記録に記録された事項の内容を出力することにより作成した書面をもってする。

(2) 電子情報処理組織による送達

ア (1)にかかわらず、送達を受けるべき者が受訴裁判所に対し最高裁判所規則で定めるところにより電子情報処理組織を使用する方法により送達を受ける旨の届出をしている場合には、電磁的記録の送達は、送達を受けるべき者に対し、電子情報処理組織を使用して当該電磁的記録に記録された事項の提供を受けることができる状態に置き、その旨の通知を発する方法によりすることができる。

イ アの届出をする場合には、最高裁判所規則で定めるところにより、電子メールアドレス等（電子メールアドレスその他のインターネット等を利用する方法によりその者に連絡をする際に必要となる情報をいう。ウにおいて同じ。）であって、最高裁判所規則で定めるものを届け出なければならない。

【送達受取人 P】

ウ アの通知は、イにより届け出られた電子メールアドレス等に宛てて発するものとする。

エ アによる送達は、次に掲げる時のいずれか早い時に、その効力を生ずる。

(ア) 送達を受けるべき者が送達すべき電磁的記録に記録された事項を最高裁判所規則で定める方法により表示したものの閲覧をした時

(イ) 送達を受けるべき者が送達すべき電磁的記録に記録された事項をその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録した時

(ウ) 送達を受けるべき者が送達すべき電磁的記録の閲覧等をする前にその者に通知が発せられた日から1週間が経過した時

オ 送達を受けるべき者が【やむを得ない事由 / その責めに帰することのできない事由】によりエ（ア）の閲覧又はエ（イ）の記録をすることができない期間は、エ（ウ）の期間に算入しない。

(説明)

1 電磁的記録の送達に関する規律

電磁的記録の送達に関する規律の基本的な内容は、部会資料23の第2の1と基本的に

同じである。

なお、第17回会議では、システム送達を受けるべき者が複数いる場合に、そのいずれかをシステム送達の名宛人とすべき旨の届出を行う制度を認めるべきであるとの意見もあった。もっとも、例えば当事者が訴訟代理人に先行して閲覧等をした場合に、訴訟代理人の訴訟活動に支障が生ずるおそれが仮にあるとしても、事前又は事後に当事者が訴訟代理人に閲覧等をした旨を連絡すればそのような支障は生じないと考えられる。したがって、本文では、このような届出の制度を設けないこととしている。

2 送達すべき電磁的記録の閲覧等をしない場合に関する規律

(1) 本文の内容

本文(2)エ(ウ)及びオにおいては、システム送達を受けるべき者が送達すべき電磁的記録の閲覧等をしない場合に関する規律を設けることとしている(なお、本文の規律は、従前の提案内容と異なり、一定期間の経過により閲覧したものとみなす旨の規律ではないが、分かりやすさの観点から、以下では従前の部会資料と同様、「みなし閲覧の規律」との略語を用いることとする。)

その内容は、部会資料24の第3と基本的に同じである。

(2) 例外事由の内容

システム送達は、送達を受けるべき者が届出をしている場合に限り行われるものであり、また、前記第1の3のとおり、オンライン申立てによらなければならない者の範囲について従前の乙案を採ることが想定されている。また、現行法上送達の対象とされている書類の中には、判決書などその送達を予見することができるものや、反訴状や訴え変更申立書など後の期日で陳述されるものもある。これらのことからすると、みなし閲覧の規律を導入したとしても、これにより送達を受けるべき者に不利益が生ずる場面はそれほど多くないと考えられる。

一方で、例えば、即時抗告の対象となる決定に係る決定書が送達された場合等、送達を受けるべき者にとってその送達の時期が必ずしも明らかでなく、かつ、送達を看過した場合に送達を受けるべき者に不利益が生じ得る場合があることも否定することはできない。また、訴訟行為の期間が問題となるケースは訴訟行為の追完(前記3(3)参照)により対応することもできるが、そもそも、送達を受けるべき者がその責めに帰することのできない事由により送達すべき電磁的記録の閲覧等を行うことができなかった場合には、システム送達の効力の発生を認める前提を欠くように思われる。そこで、本文(2)オは、みなし閲覧の規律について一定の例外事由を認めるものである。

具体的にどのような場合に例外が認められるかどうかについては、最終的には事案ごとの個別の判断となると思われるものの、一般的には、システム障害やメールサーバの不具合等のため通知が送達を受けるべき者に到達しなかったこと等によりその者がや

むを得ず送達に気がつかなかった場合や、裁判所のシステム障害等が生じていたために送達すべき電磁的記録の閲覧等を行うことが不可能であった場合等は、例外的にシステム送達の効力発生を否定すべき場合に当たり、他方で、送達を受けるべき者の端末の故障や設定の問題等により送達すべき電磁的記録の閲覧等を行うことができなかった場合等は、このような場合に当たらないものと考えられる。

(3) その他

第17回会議では、通知の見逃しを防ぐ観点から、システム送達を受けるべき者が送達すべき電磁的記録の閲覧等をしていない場合には、裁判所から閲覧等をするよう促すなどの措置をとるべきである旨の意見もあった。この点については、送達を受けるべき者の地位や属性、送達すべき電磁的記録の種類や内容等の事案ごとの事情も考慮する必要があることから、法改正後の実務運用の問題として検討すべきものと思われる。

2 公示送達

法第111条を次のように改めるものとする。

(1) 公示送達は、不特定多数の者が電子情報処理組織を使用して公示すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって最高裁判所規則で定めるものをとるとともに、公示すべき内容を裁判所の掲示場に掲示し、又は最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所に設置した電子計算機を使用して公示すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置いてする。

(2) (1)の公示すべき内容は、次の各号に掲げる公示送達についてそれぞれ当該各号に定める事項とする。

ア 書類の公示送達 裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべきこと

イ 電磁的記録の公示送達 裁判所書記官が、いつでも送達を受けるべき者が電子情報処理組織を使用して送達すべき電磁的記録に記録された事項の提供を受けることができる状態に置き、又は当該電磁的記録に記録された事項の内容を出力することにより作成した書面をいつでも送達を受けるべき者に交付すべきこと

(説明)

本文の内容は、部会資料23の第2の2と同じである。

なお、本文(2)に掲げた事項以外の事項についてどのような事項を公示するかどうかについては、現行法下におけるのと同様に、実務運用の問題として検討されるべきことを前提としているが、公示送達を送達を受けるべき者に対して送達を受領する機会を与えるもの

であることからすると、送達を受けるべき者の氏名の表示を省略することは困難であるものと考えられ、一方で、事件名等については、送達を受けるべき者のプライバシーや名誉に配慮する観点から、その表示を省略することも考えられるように思われる。

また、法第113条は、公示送達がされた書類に相手方に対する意思表示の記載がある場合には、その意思表示は、裁判所の掲示場への掲示を始めた日から2週間を経過した時に相手方に到達したものとみなすものとしている。この規定は、当事者に対し、公示送達の手続と民法上の公示による意思表示（民法第98条）の手続の二度手間を強いることは相当でないと考えられること、両手続の内容には多少の差異があるものの、別々の手続を強いるほどのものではないと考えられることなどから設けられたものである。公示送達の方法を見直し、インターネットを用いた方法を導入することは、送達を受けるべき者が送達を了知することができる可能性を高めるものであるから、現行法を維持し、この場合に私法上の意思表示の到達の効果も生ずるものとしても、意思表示の相手方に対して不利益となるものとは考えられない。また、公示送達の方法と公示による意思表示の方法は現行法下においても既に異なっており、このことを前提としつつも、公示送達がされた場合に改めて公示による意思表示の手続をとる必要はないものとされていることからすると、公示送達の方法について本文のような見直しをしたことにより、改めて公示による意思表示の手続をとる必要が新たに生ずるものと解すべき理由はないと思われる。したがって、法第113条については、現行法の規律の内容を維持することを前提としている。

第3 送付

法第161条第3項を次のように改めるものとする。

相手方が在廷していない口頭弁論においては、準備書面（相手方に送達されたもの、相手方からその準備書面を受領した旨を記載した書面が提出されたもの又は相手方にその準備書面に記載された事項の確認の機会が与えられたものとして最高裁判所規則で定めるものに限る。）に記載した事実でなければ、主張することができない。

（注）最高裁判所規則において、当事者の相手方に対する直接の送付の方法として、当事者が裁判所のシステムに送付すべき電磁的記録をアップロードし、相手方にその旨の通知を自動的に発する方法が定められること、このような方法により送付された準備書面であって、相手方が閲覧又はダウンロードをしたもの及び通知の発出から1週間が経過したものについて、相手方が在廷していない口頭弁論においてその記載内容を主張することができる旨定められることを想定している。

第4 口頭弁論等

1 口頭弁論の期日

(1) 映像と音声の送受信による通話の方法（ウェブ会議等）による口頭弁論
映像と音声の送受信による通話の方法による口頭弁論に関するものとして、
次のような規律を設けるものとする。

ア 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則
で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信によ
り相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、
口頭弁論の期日における手続を行うことができる。

イ アの期日に出頭しないでその手続に関与した当事者は、その期日に出頭
したものとみなす。

(2) 期日の指定及び変更

法第93条第1項の規律を次のように改めるものとする。

期日の指定及び変更は、申立てにより又は職権で、裁判長が行う。

2 準備書面の提出期間

法第162条に次のような規律を加えるものとする。

同条の規定により定めた期間の経過後に準備書面の提出又は証拠の申出をす
る当事者は、裁判所に対し、その期間を遵守することができなかつた理由を説
明しなければならない。

(説明)

本文の内容は、部会資料25第1部第1と同様である。

本文2について、部会においては、当事者が法第162条の規定により定められた期間
(以下「裁定期間」という。)内に準備書面等の提出をしない場合に、無条件に義務を課
すとする、当事者が従前よりも長めの裁定期間を求めるようになり、かえって迅速な
審理を阻害するのではないかと懸念も示されたが、本文のような説明義務を課すこと
によってそのような事態が引き起こされることはあまり考えられないのではないかと
意見もあった。また、裁定期間内に準備書面等の提出をしない当事者に対し、裁判所が
理由の説明を求めることができるのは当然のことであり、そのような求めがなくとも一
般的に説明義務を課すことに規律を設ける意義があるとの意見もあった。以上を踏まえ、
本文2は、部会資料25第1部第1の2と同様の内容を要綱案として提案するものであ
る。

第5 新たな訴訟手続【P】

第6 争点整理手続等

1 弁論準備手続

(1) 弁論準備手続における訴訟行為等

法第186条、第205条、第215条、第218条に、口頭弁論の期日において、当事者に対し、調査嘱託の結果、尋問に代わる書面、鑑定人の意見を記載した書面及び鑑定嘱託の結果（以下「調査嘱託の結果等」という。）を提示しなければならない旨の規律を設けた上で、法第170条第2項を次のように改めるものとする。

裁判所は、弁論準備手続の期日において、証拠の申出に関する裁判その他の口頭弁論の期日外においてすることができる裁判、文書（第231条に規定する物件を含む。）の証拠調べ及び調査嘱託の結果等の提示をすることができる。

(2) 電話会議等による弁論準備手続

法第170条第3項を次のように改めるものとする。

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、弁論準備手続の期日における手続を行うことができる。

2 書面による準備手続

(1) 法第176条を次のように改めるものとする。

ア 同条第1項を次のように改める。

裁判長は、法第162条に規定する期間を定めなければならない。

イ 同条第2項を削除する。

ウ 同条第3項を次のように改める。

裁判所は、必要があると認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、争点及び証拠の整理に関する事項その他口頭弁論の準備のため必要な事項について、当事者双方と協議をすることができる。この場合においては、協議の結果を裁判所書記官に記録させることができる。

エ 同条第4項を次のように改める。

法第149条〈釈明権〉、法第150条〈訴訟指揮等に対する異議〉及び法第165条第2項〈要約書面の提出〉の規定は、書面による準備手続について準用する。

(2) 受命裁判官による書面による準備手続に関する規律として、次のような規律を設けるものとする。

ア 裁判所は、受命裁判官に書面による準備手続を行わせることができる。

イ 書面による準備手続を受命裁判官が行う場合には、法第176条の規定による裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。ただし、同条第4項において準用する第150条の規定による異議についての裁判は、受訴裁判所がする。

(説明)

部会資料23第4の2における記載から変更はない。

なお、第17回会議では、判事補のみが受命裁判官として書面による準備手続を行うことはできない旨の規律を設けるべきであるとの意見もあった。しかし、今般の改正により弁論準備手続についても双方不出頭による手続が導入されることが想定されることから、改正後においては、裁判官が書面による準備手続を主宰するに当たり、弁論準備手続と比較して経験や知識が必要となるとは一概にはいえないものと考えられる。現行法においても、判事補かどうかによってその者が単独で受命裁判官となり得るかどうかを区別している例はないことも考慮すると、書面による準備手続を行い得る受命裁判官の資格についてそのような限定を付すことは相当でないものと考えられることから、本文では、そのような規律は設けないこととしている。

3 審尋

電話会議等による審尋の期日における手続に関する規律として、次のような規律を設けるものとする。

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、審尋の期日における手続を行うことができる。

4 専門委員制度

法第92条の3を次のように改めるものとする。

裁判所は、法第92条の2各項の規定により専門委員を手続に関与させる場合において、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、同条各項の期日において、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が専門委員との間で音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、専門委員に同条各項の説明又は発問をさせることができる。

(後注) 電話会議等による進行協議の期日における手続については、部会のこれまでの議論も踏まえ、最高裁判所規則において、遠隔地等の要件及び一方当事者出頭要件を廃止するとともに、電話会議等により手続に関与した者につき訴えの取下げ並びに請求の放棄及び認諾をすることを可能とする見直しが行われることが想定される。

第7 電磁的記録についての書証に準ずる証拠調べ

1 電磁的記録に係る証拠調べの申出

電磁的記録に係る証拠調べの申出に関し、次の規律を設けるものとする。

- (1) 電磁的記録であって情報を表すために作成されたものに係る証拠調べの申出は、電磁的記録を提出し、又は電磁的記録の所持者（電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者をいう。2において同じ。）にその提出を命ずることを申し立ててしなければならない。
- (2) (1)の規定による電磁的記録の提出は、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的記録を記録した記録媒体を提出し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行う。

2 電磁的記録提出命令及び電磁的記録送付の嘱託等

電磁的記録提出命令及び電磁的記録送付の嘱託等に関し、次の規律を設けるものとする。

- (1) 法第220条から法第228条まで（同条第4項を除く。）及び法第230条の規定は、1の証拠調べについて準用する。
- (2) (1)において準用する法第223条第1項の命令に係る電磁的記録の提出及び(1)において準用する法第226条の嘱託に係る電磁的記録の送付は、最高裁判所規則で定めるところにより、その電磁的記録を記録した記録媒体を送付し、若しくは提出し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行う。

(説明)

部会資料23の第5からの変更点は、ない。

3 その他

(注) 最高裁規則において、次のような内容の規律を設けることが考えられる。

証拠となるべきもの（文書・準文書・電磁的記録）の事前の準備としての写しの提出は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

第8 証人尋問等

1 証人尋問

法第204条を次のように改めるものとする。

(1) 同条第1号を次のように改める。

証人の住所、年齢又は心身の状態その他の事情により、証人が受訴裁判所に
出頭することが困難であると認める場合であって相当と認めるとき。

(2) 同条第3号として、次のような規律を設ける。

相当と認める場合において、当事者に異議がないとき。

(注) ウェブ会議等により証人尋問を行う場合における証人の所在場所については、最高裁判所規則において、これを受訴裁判所又は他の裁判所に限定する規則第123条第1項及び第2項を見直し、裁判所以外の場所に証人を所在させることを認めることとした上で、部会のこれまでの議論も踏まえ、その際の所在場所の要件が定められることが想定される。

(説明)

本文の記載内容は、部会資料23の第6の1(1)と同じである。

なお、これまでの部会では、ウェブ会議等による証人尋問等を行う場合における証人等の所在場所に関する規律を設けること及びその具体的内容について議論がされており、部会資料24の第4では、①当事者本人又はその代理人の在席する場所でないこと（当該場所が当事者双方の在席する場所であるとき及び当事者に異議がないときを除く。）、②裁判所が証人の陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがあると認める者の在席する場所でないことという要件を定めることが提案されていた。第17回会議においては、①の要件として、当事者が法人である場合におけるその従業員の在席する場所でないことも要件に加えるべきであるとの意見があった。また、②の要件を設けることについては反対する意見が出されたほか、②の要件の内容として「不当な」という文言を付すことについては賛否の両論があった。

これまでの部会での議論も踏まえると、ウェブ会議等による証人尋問等を行う場合の証人の所在場所の要件としては、部会資料24の第4の内容を基礎として、更に具体化を図っていくことが相当と考えられる。一方で、ウェブ会議等による証人尋問を行う場合の証人の所在場所については、現在、最高裁判所規則において規律が設けられていること（規則第123条第1項、第2項）からすると、この点については、これまでの部会における議論を踏まえ、最高裁判所規則において規律を設けることとすることが相当であると考えられるため、注においてその旨記載することとしている。

2 通訳人

通訳の方法に関する規律として、次のような規律を設けるものとする。

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が通訳人との間で映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、通訳人に通訳をさせることができる。この場合において、当該方法によることにつき困難な事情があるときは、裁判所及び当事者双方が通訳人との間で音声の送受信により同時に通話をするすることができる方法によってすることができる。

3 参考人等の審尋

法第187条に次のような規律を設けるものとする。

裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするすることができる方法によって、参考人又は当事者本人（以下「参考人等」という。）を審尋することができる。この場合において、当事者に異議がないときは、裁判所及び当事者の一方又は双方と参考人等とが音声の送受信により同時に通話をするすることができる方法によって、参考人等を審尋することができる。【P】

第9 その他の証拠調べ手続

1 鑑定

(1) 法第215条第1項を次のように改めるものとする。

裁判長は、鑑定人に、書面若しくは最高裁判所規則で定めるところにより電磁的記録を提出する方法により又は口頭で、意見を述べさせることができる。

(2) 法第215条の3を次のように改めるものとする。

裁判所は、鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合において、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするすることができる方法によって、意見を述べさせることができる。

2 検証

ウェブ会議等による検証に関する規律として、次のような規律を設けるものとする。

裁判所は、相当と認める場合であって、当事者に異議がないときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により検証の目的の状態を

認識しながら通話をすることができる方法によって、検証をすることができる。

3 裁判所外における証拠調べ

ウェブ会議等による裁判所外における証拠調べの期日における手続に関する規律として、次のような規律を設けるものとする。

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、裁判所外における証拠調べの手続を行うことができる。

(説明)

本文1から3までは、部会資料23第7の1から3までと同じである。

なお、これまでの会議では、いわゆるハイブリッド方式による証拠調べの手続を設けること及び当該手続の法的な位置付け等について議論がされてきたが、取り上げていない。

ハイブリッド方式による証拠調べの手続を口頭弁論の期日における手続と位置付けた場合には、口頭弁論の期日における手続について、法廷に裁判官が在席しないで手続を行うことを許容することとなるが、そのようなことについては、慎重な検討が必要であるように思われる。

また、ハイブリッド方式による証拠調べの手続を裁判所外の証拠調べの手続と位置付けた場合には、証人尋問等についても法第185条と同様の要件により認めることとならざるを得ないものと思われるが、他方で、裁判官の一部又は全員が証人等と直接対面しない形で証人尋問等を行う場合には、現行法上、法第195条及び法第204条が厳格な要件を定めていることからすると、法第185条と同様の要件によりこれを認めることは緩やかにすぎ、相当でないなどの意見もある。

いずれにしても、今回の改正案では、例えば、口頭弁論にウェブ会議等を導入するものの、基本的に、法廷には裁判官が所在することを前提とした議論をしているところ、ハイブリッド方式による証拠調べの議論は、その議論を超えるものであり、今後のウェブ会議等の施行状況等を踏まえつつ、将来的な課題とすることが相当であると思われ、前記のとおり本文ではこの点について記載をしていない。

第10 訴訟の終了

1 判決

(1) 電子判決書の作成及び判決の言渡し

法第252条を次のように改めるものとする。

判決の言渡しは、電子判決書（電磁的記録によって作成した判決をいう。以

下同じ。)に基づいてする。

(2) 電子判決書等の送達

法第255条を次のように改めるものとする。

ア 電子判決書及び法第254条第2項の電子調書は、当事者に送達しなければならない。

イ アの送達は、次に掲げる方法のいずれかによってする。

(7) 電子判決書又は電子調書の内容を証明した書面の送達

(イ) 第2の1(2)の方法による電子判決書又は電子調書の送達

(3) 判決の更正決定

法第257条に次のような規律を加えるものとする。

同条第1項の申立てを不適法として却下した決定に対しては、即時抗告をすることができる。ただし、判決に対し適法な控訴があったときは、この限りでない。

(説明)

本文(1)及び(2)の内容は、調書判決の送達についても同様の規律によることを明確にしたほか、部会資料23の第1部第8の1と同様である。

本文(3)については、部会資料25の第1部第5の2において、(注)で記載した点につき、従前の部会における議論を踏まえ、要綱案として記載したものである。

2 和解

(1) 和解の期日

和解の期日(和解を試みるための期日のことをいう。以下同じ。)について、法第89条に次の規律を加えるものとする。

ア 裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、和解の期日における手続を行うことができる。

イ アの期日に出頭しないでアの手続に関与した当事者は、その期日に出頭したものとみなす。

ウ 法第148条〈裁判長の訴訟指揮権〉、法第150条〈訴訟指揮権に対する異議〉、法第154条〈通訳人の立会い等〉及び法第155条〈弁論能力を欠く者に対する措置〉の規定は、和解の手続について準用する。

エ 受命裁判官又は受託裁判官が和解の試みを行う場合には、アの規定並びにウにおいて準用する法第148条、法第154条及び第155条の規定

による裁判所又は裁判長の職務は、その裁判官が行う。

(2) 受諾和解

法第264条を次のように改めるものとする。

ア 当事者の一方が出頭することが困難であることが認められる場合において、その当事者があらかじめ裁判所又は受命裁判官もしくは受託裁判官から提示された和解条項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が口頭弁論等の期日に出頭してその和解条項案を受諾したときは、当事者間に和解が調ったものとみなす。

イ 当事者双方が出頭することが困難であると認められる場合において、当事者双方があらかじめ裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官から和解が成立すべき日時を定めて提示された和解条項案を受諾する旨の書面を提出し、その日時が経過したときは、その日時に、当事者間に和解が調ったものとみなす。

(3) 和解電子調書等の送達

和解又は請求の放棄若しくは認諾を記載した電子調書は、送達しなければならないものとする。この場合においては、前記1(2)イの規定を準用する。

(説明)

本文の内容は、部会資料23の第1部第8の2と基本的に同様である((3)の後段につき、送達方法の記載を追加している。)

第11 訴訟記録の閲覧等

1 訴訟記録の閲覧等

法第91条第1項から第3項までを、次のとおり改めるものとする。

- (1) 何人も、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定める方法による訴訟記録の閲覧を請求することができる。
- (2) 公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録については、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限り、(1)の規定による請求をすることができる。法第264条の和解条項案に係る訴訟記録、法第265条第1項の規定による和解条項の定めに係る訴訟記録及び法第267条の和解（口頭弁論の期日において成立したものを除く。）を記録した電子調書についても、同様とする。
- (3) 当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定める方法による訴訟記録の謄写、その内容の全部若しくは一部を証明した書面若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は訴訟に関する事項を証明した書面若しくは電磁的記録の交付若しくは提供を請求することがで

きる。

(注) 電子化後の訴訟記録の閲覧等に関し、最高裁判所規則において、(1)何人も、裁判所設置端末を用いた閲覧を請求することができ、(2)当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所設置端末及び自己の端末等を用いた閲覧等を請求することができ、(3)当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた閲覧又はダウンロードをすることができるという内容の規律を設けることが考えられる。

(説明)

部会資料23の第9からの変更点は、ない。

和解に関する閲覧につき利害関係がない第三者には閲覧をすることができないとすることにつき、第17回部会では、公的紛争解決機関を用いて紛争解決をした以上は、利害関係のない第三者による閲覧も認めるべきではないかとの意見が出された。もっとも、これまで議論があったとおり、和解というのは元々非公開の手続で行われる自主的な紛争解決の結果であって、一律に公開することは合意を阻害する要因となる。そのため、提案内容は変更していない(なお、当事者双方が自ら和解内容を第三者に開示すること自体は妨げられない)。

このほか、第17回部会では、主要諸外国では少なくとも判決書を匿名化するなどした上で裁判所外端末による閲覧に供しているのであり、司法制度の透明性や産業競争力の低下防止の観点から、第三者が裁判所外の端末を用いて閲覧等をするを認めることにつき、我が国でも引き続き検討すべきであるとの意見が出された。この点については、裁判所外の端末を用いた閲覧を認めることについては、意見募集でも賛否が分かれたところであるほか、第17回会議では判決書のオープンデータ化については別途その活用の方法が検討されているとの指摘があったところであり、民事訴訟手続のIT化後の状況も踏まえつつ、将来的な課題とすることが考えられる。

なお、(注)で記載した点に関連し、事件係属中の当事者を含め、裁判所に設置された端末による訴訟記録の閲覧等を請求する者から、当該端末を使用する対価を徴収することについて議論があったところ、これまでの部会の議論において、従前よりも司法サービスを受ける対価が増加することとなる、国民感情として理解を得られにくいなどの指摘がみられたことを踏まえ、提案していない。

2 秘密保護のための閲覧等の制限

法第92条に、次の規律を加えるものとする。

法第92条第1項の決定があったときは、当事者又はその法定代理人、訴訟代理人若しくは補佐人は、正当な理由なく、その訴訟において取得した同項の秘密を、当該訴訟の追行の目的以外の目的のために利用し、又は当事者並びに

その法定代理人、訴訟代理人及び補佐人以外の者に開示してはならない。

(注) 最高裁規則において、次のような内容の規律を設けることが考えられる。

法第9 2条第1項の申立てをする当事者は、当該申立てに係る秘密記載部分を除いたものの作成及び提出並びに同項の決定において特定された秘密記載部分を除いたものの作成及び提出をしなければならない。

(説明)

部会資料2 3の第9からの変更点は、ない。

なお、第1 7回会議では、法第9 2条第1項の決定に伴って相手方に義務が生ずるのであれば、決定があったことを相手方に告知する旨の規律を設けるべきであるとの意見が出された。もっとも、決定がされたことは、決定を求め、その秘密の秘匿を求める申立人から当事者に対して知らせる方法をとることも可能であるなど実務上の対応をとることにより対応することも考えられることから、現行法の規律を変更する規律を置くことは提案していない。

3 補助参加人の訴訟行為等

補助参加人の記録の閲覧等につき、次の規律を加えるものとする。

補助参加人は、法第9 1条第2項の公開を禁止した口頭弁論に係る訴訟記録の閲覧、同条第3項の規定による訴訟記録の謄写、その内容の全部若しくは一部を証明した書面若しくは電磁的記録の交付若しくは提供又は訴訟に関する事項を証明した書面若しくは電磁的記録の交付若しくは提供並びに同条第4項の規定による訴訟記録の謄写を請求することができる。ただし、当事者が法第4 4条第1項の異議を述べることができるとき又は当事者が同項の異議を述べた場合においてその補助参加を許す旨の裁判が確定していないときは、利害関係を疎明してしなければならない。

(説明)

部会資料2 3の第9からの変更点は、ない。

なお、第1 7回会議では、本文のただし書の意味が分かりにくいとの指摘があったところであり、法制的な観点から引き続き検討するものとする。

第1 2 再審、手形訴訟

1 再審の事由

法第3 3 8条第1項第6号を次のように改めるものとする。

判決の証拠となった文書その他の物件が偽造若しくは変造されたものであつ

たこと又は判決の証拠となった部会資料23の第5の1に規定する電磁的記録が不正に作られたものであったこと。

2 手形訴訟における証拠調べの制限

法第352条第1項を次のように改めるものとする。

手形訴訟においては、証拠調べは、書証及び電磁的記録に係る証拠調べに限りすることができる。

(説明)

部会資料25の第2からの変更点は、ない。

なお、第18回会議で指摘があったとおり、本文2の「電磁的記録」には、法第231条に規定する準文書の電子版（音声データや動画データ等）を含まないと解される。

第13 簡易裁判所の訴訟手続に関する特則

簡易裁判所の訴訟手続に関する特則として、法第2編第8章に次のような規律を設けるものとする。

裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、証人又は当事者本人の尋問を行うことができる。

(説明)

本文の記載内容は、部会資料26の第4の2と同じである。

なお、部会資料26では、口頭弁論の期日における手続について、簡易裁判所においては電話会議によることも認める旨の特則を設けることについても提案していたが、第18回会議においては、これに慎重な意見が多かった。映像を伴わない電話会議による口頭弁論は、ウェブ会議等による口頭弁論と比較してより簡略な方法を採用のといえるため、ウェブ会議等による口頭弁論の導入後もなお電話会議による手続を認めるニーズがあるかどうかについて、改正後の実務の状況を踏まえた検討を行うことが相当であるように思われる。そこで、この点については将来の検討課題とすることが相当であると考えられることから、本文ではこの点について記載をしていない。

第14 費用額確定処分の申立ての期限

費用額確定処分の申立ての期限について、次のような規律を設けるものとする。

1 法第71条第1項の申立ては、訴訟費用の負担の裁判が確定した日から10

年以内にしなければならない。

2 法第72条の申立てについて、1の規定を準用する。

3 法第73条第1項の申立てについて、1の規定を準用する。この場合において、「訴訟費用の負担の裁判が確定した日から」とあるのは、「訴訟が完結した」と読み替えるものとする。

(説明)

本文の内容は、部会資料25の第1部第4と基本的に同様である。

なお、本文3は、訴訟が裁判及び和解によらないで完結した場合等の費用額に関する規定であり、この場合については、訴訟費用の負担の裁判を求める申立てが必要になるため、この申立てについて、訴訟が完結した日から10年の期間制限を設けるものである。

第15 書記官事務の見直し

1 担保取消しと書記官権限

法第79条第3項を、次のように改めるものとする。

訴訟の完結後、裁判所書記官が、担保を立てた者の申立てにより、担保権利者に対し、一定の期間内にその権利を行使すべき旨を催告し、担保権利者がその行使をしないときは、担保の取消しについて担保権利者の同意があったものとみなす。

(説明)

本文の記載は、現行法では裁判所がすることとされている法第79条第3項の場合の担保取消しの前提となる権利行使催告を書記官の権限とするものである。

従前、部会においては、本文に加え、担保取消決定を裁判所書記官が行うものとする点についても議論されていたが、改めて検討をすると、裁判官の担保提供命令に基づく担保の効力を、裁判所書記官の権限によって消滅させることの是非については、理論的に、慎重な検討が必要であると解されるため、担保取消決定を裁判所書記官が行うものとすることは提案していない。

2 電子調書の更正

(1) 和解等に係る電子調書の更正決定

和解等に係る電子調書の更正について、次のような規律を設けるものとする。

ア 和解又は請求の放棄若しくは認諾を記録した電子調書に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所は、申立てにより又

は職権で、いつでも更正決定をすることができる。

イ アの更正決定に対しては、即時抗告をすることができる。

ウ アの申立てを不適法として却下した決定に対しては、即時抗告をすることができる。

(2) 口頭弁論に係る電子調書の更正

口頭弁論に係る電子調書の更正について、次のような規律を設けるものとする。

ア 口頭弁論に係る電子調書に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所書記官は、申立てにより又は職権で、いつでも更正することができる。

イ アの規定による更正の処分は、電子調書を作成してしなければならない。

ウ 現行法第71条第3項、第4項及び第7項の規定は、アの規定による更正の処分又はアの申立てを却下する処分及びこれらに対する異議の申立てについて準用する。

(説明)

本文の内容は、部会資料25の第1部第5の2と基本的に同様である。

第16 被害者の氏名等を相手方に秘匿する制度【P】

第2部 民事訴訟費用等に関する法律の見直し

第1 手数料の電子納付への一本化

民事訴訟に関する手続の手数料の納付方法について、次のような規律を設けるものとする。

手数料は、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって最高裁判所規則で定めるものをもって納めなければならない。ただし、申立てを書面をもってすることができる場合であって、やむを得ない事由があるときは、訴状その他の申立書又は申立ての趣意を記載した調書に収入印紙を貼って納めることができる。

第2 郵便費用の手数料への一本化

民事訴訟に関する手続においては、郵便費用の予納の制度を廃止し、別途、郵便費用に相当する所要の金額を、手数料として徴収する規律を設ける。

第3 過納手数料の還付等の書記官権限化

過納手数料の還付等（費用法第9条）並びに証人等の旅費、日当及び宿泊料の支給（費用法第21条から第24条まで）については、裁判所の権限とする現行の規律を改め、裁判所書記官の権限とするものとするとともに、所要の整備を行うものとする。

（説明）

本文の記載内容は、部会資料25の第2部と同じである。

第2について、手数料として徴収する郵便費用に相当する所要の金額につき、書面等による申立てをする場合と、インターネットを用いた申立てをする場合とでは、後者の場合の方を低額の金額とする方向で検討している。従前の部会における、当事者の経済的負担が増えることのないよう配慮すべきとの指摘も踏まえ、現行制度の下での郵便利用の実情、システム送達の導入に伴う郵便利用の変化の見通し、インターネットを用いた申立てを促進する観点を総合的に考慮し、適正な金額を設定すべく、引き続き検討するものとする。

第3部 その他

その他所要の規定を整備するものとする。